

# 償還免除のご案内

償還(返済)が始まった後でも、免除になるか  
もしくれません。  
ご確認ください。

お問い合わせ先

○償還免除に関すること ○貸付金の償還に関すること

その他、お聞きになりたいことがありましたら下記までご連絡ください。

**岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター**

**TEL : 050 - 5526 - 9479**

受付時間 : 9:00 ~ 17:00 (平日のみ)

※お問い合わせは電話のみとなっております。

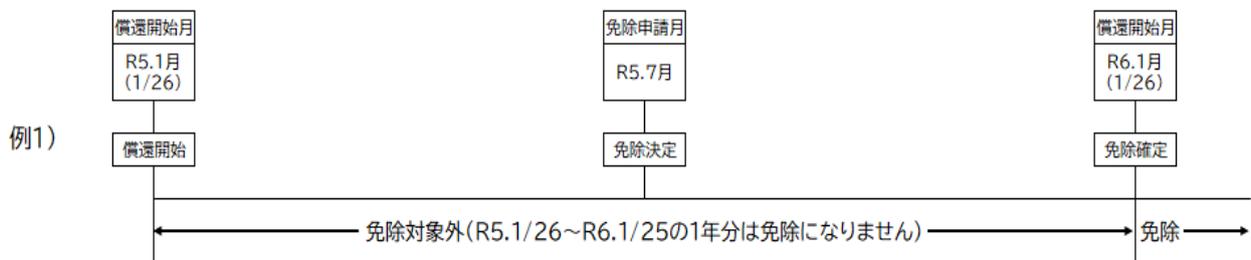
償還事務処理センターには窓口はありません。

直接の来所は対応できませんのでご協力お願いいたします。

要件①	償還免除の判定年度において、借受人および世帯主のいずれもが、住民税(所得割・均等割)が非課税となっている場合	
	必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○償還免除申請書(様式1-1)</li> <li>○借受人および世帯主の住民税の「所得割・均等割いずれも」が非課税とわかる証明書 ※判定年度によって必要な対象年度が異なります。</li> <li>○住民票の写し ※世帯全員分記載、続柄記載、申請から3カ月以内に発行</li> </ul>
	償還免除額	<p style="text-align: center;">全額</p> <p>※すでに償還(返済)した金額は免除になりません。</p>

### 【償還免除判定年度以後に住民税が非課税となっている場合】

要件②	償還免除の判定年度以後に、借受人および世帯主のいずれもが、住民税(所得割・均等割)が非課税となっている場合	
	必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○償還免除申請書(様式1-3)</li> <li>○借受人および世帯主の住民税の「所得割・均等割いずれも」が非課税とわかる証明書 ※判定年度によって必要な対象年度が異なります。</li> <li>○住民票の写し ※世帯全員分記載、続柄記載、申請から3カ月以内に発行</li> </ul>
	償還免除額	<p>免除申請月以降、最初の償還開始月以降の償還予定額の残額</p> <p>※すでに償還(返済)した金額は免除になりません。</p>



### 【償還開始以後、生活保護を受給している場合】

要件③	償還開始以後(免除申請時点で)、生活保護を受給している場合	
	必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○償還免除申請書(様式1-2) ※お問い合わせ後に申請書を発行します。</li> <li>○生活保護受給証明書 ※免除申請時点の発行日で取得してください。</li> </ul>
	償還免除額	<p style="text-align: center;">全額</p> <p>※すでに償還(返済)した金額は免除になりません。</p>

**【償還開始以後、精神保健福祉手帳(1級)または身体障害者手帳(1級または2級)、療育手帳(区分A)の交付を受けている場合】**

<b>要件④</b>	償還開始以後(免除申請時点で)、精神保健福祉手帳(1級)または、身体障害者手帳(1級または2級)、療育手帳(区分A)の交付を受けている場合	
	必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○償還免除申請書(様式1-2)</li> <li>※お問い合わせ後に申請書を発行します。</li> <li>○精神保健福祉手帳(1級)または、身体障害者手帳(1級または2級)、療育手帳(区分A)のコピー</li> </ul>
	償還免除額	<p>全額</p> <p>※すでに償還(返済)した金額は免除になりません。</p>

**【償還開始以降、12カ月分以上の償還未済額があるが、分納や少額返済などを実施しているものの、償還未済額が増加しており、かつ、住民税の所得割が非課税となっている高齢者のみ世帯、障害者世帯または、ひとり親世帯もしくは、当該世帯と同等と判断される場合】**

<b>要件⑤</b>	償還開始以後で、高齢者のみ世帯、障害者世帯、または、ひとり親世帯等で、住民税の所得割が非課税となっている場合	
	必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○償還免除申請書(様式1-2)</li> <li>※お問い合わせ後に申請書を発行します。</li> <li>○借受人および世帯主の住民税の所得割が非課税とわかる証明書</li> <li>○住民票の写し</li> <li>※世帯全員分記載、続柄記載、申請から3カ月以内に発行</li> </ul>
	償還免除額	<p>償還開始以後、償還できず滞納している金額</p> <p>※今後支払いを予定している金額、またはすでに償還(返済)している金額は免除になりません。</p>

<b>要件⑥</b>	借受人が死亡した場合
<b>要件⑦</b>	借受人の失踪の宣告がされている場合
<b>要件⑧</b>	自己破産、または個人再生の手続きを行い、免責が確定した場合
<b>要件⑨</b>	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく調停条項案により債務の全部または、一部の減免を要請され、債務整理が成立する場合
要件⑥⑦⑧⑨の方は、お手数ですが必要書類や手続きについて、直接ご案内をいたしますので、下記までご連絡ください。	

お問い合わせ先

○償還免除に関する事 〇貸付金の償還に関する事

その他、お聞きになりたいことがありましたら下記までご連絡ください。

**岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター**

**TEL : 050 - 5526 - 9479**

受付時間 : 9:00 ~ 17:00 (平日のみ)

※お問い合わせは電話のみとなっております。

償還事務処理センターには窓口はありません。

直接の来所は対応できませんのでご協力お願いいたします。